

## 令和5年度斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金 事業実施要項

### 1. 事業目的

法隆寺をはじめとする世界文化遺産が存する本町の魅力ある歴史的な町並みの維持を図りながら、観光まちづくりを推進するために、それらを目的とする修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者に対して、斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金を交付する。

### 2. 募集期間

令和5年5月8日（月）～令和5年6月9日（金）8時30分～17時30分

※土曜・日曜日を除く

※申請者多数により、申請額が予算額を超えた場合は、抽選を行います。

抽選日 令和5年6月19日（月）10時～

抽選の有無については別途お知らせします。

※募集期間内に予算額に満たない場合は、令和5年8月31日（木）まで先着順で随時募集します。なお、その際の補助の限度額は、予算残額により変更となる場合があります。

### 3. 申請方法

募集期間内に斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金交付申請書及び関係書類を添えて斑鳩町役場都市創生課へ提出してください。

#### 提出書類

- ・申請書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・実施設計書及び工事設計図面
- ・見積書（発注先を含む3社以上）
- ・着工前の写真
- ・所有者であることを証する書類（登記事項証明書等）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・建築確認済書及び風致地区内行為許可書（手続きが必要な行為の場合のみ）
- ・使用賃貸借契約書（申請者が所有者以外である場合のみ）

### 4. 補助対象者

- ・斑鳩町歴史的風致維持向上計画に記載されている重点区域（別図参照）における修景施設の新築、増築、改築、改修、移設等を行う者
- ※ただし、新築については、特別用途地区内における建築制限緩和対象建築物に限ります。

- ・町税に滞納がない者
- ・その他の制度による補助金を受けていない者

## 5. 補助対象経費

歴史的風致維持向上計画の重点区域内（別図参照）において行われる修景を目的とした工事費及び設計費（土地、内部改修等に関する経費は除く）※詳細については別表の通り

## 6. 補助金額

### 【建築物】

- ・歴史的風致形成建造物 補助対象経費の2/3 最大1,000万円
- ・一般建築物 補助対象経費の2/3 最大300万円

### 【門、塀、生垣・植栽】

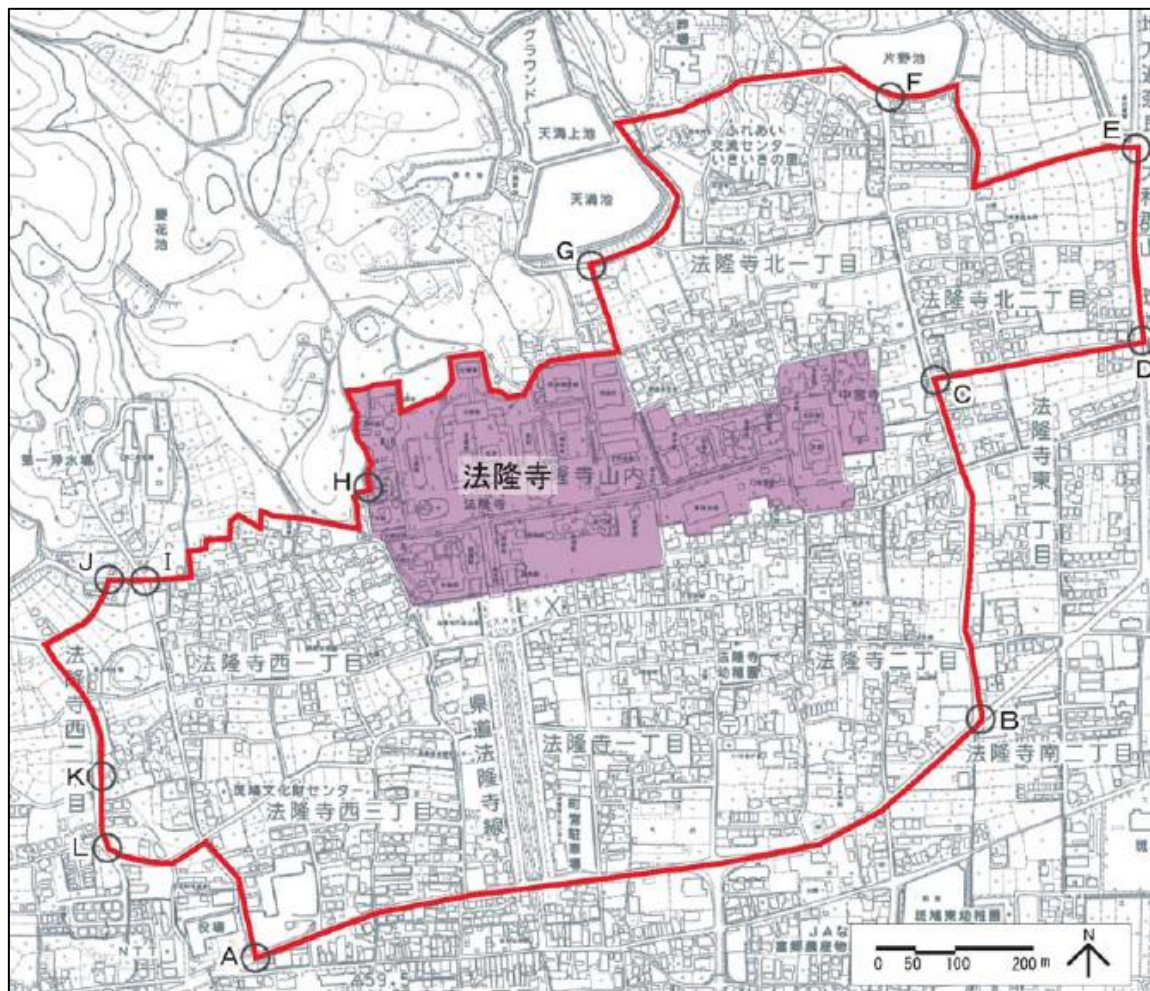
- ・歴史的風致形成建造物 補助対象経費の2/3 各項目ごと最大300万円
- ・一般外構施設 補助対象経費の2/3 各項目ごと最大70万円

## 7. 注意事項

- ・既に工事に着手されている場合や既に工事が完了している場合は、補助の対象となりません。
- ・申請を希望される場合は、事前に都市創生課までお電話または窓口で必ずご相談ください。
- ・各補助項目について、補修等の場合は補助対象となりません。

## 別図

### 斑鳩町歴史的風致維持向上計画における重点区域



#### ■区域の境界

A～B 国道25号	G～H 法隆寺山内と大字法隆寺の境界
B～C 法隆寺東一丁目と法隆寺二丁目の境界	H～I 法隆寺西一丁目と大字法隆寺の境界
C～D 法隆寺東一丁目と法隆寺北二丁目の境界	I～J 法隆寺西二丁目と大字法隆寺の境界
D～E 県道奈良・大和郡山・斑鳩線	J～K 町道167号線
E～F 法隆寺北二丁目と大字法隆寺の境界	K～L 町道115号線
F～G 法隆寺北一丁目と大字法隆寺の境界	L～A 町道103号線及び152号線

別表

補助対象区分	補助対象経費	項目	修景基準	補助率	補助金限度額
建築物等修景費	<p>建築物の新築、増築、改築、改修等に係る工事費のうち外観に係る経費、建築物の外観における色彩の修景費及びこれに伴う建築設計費</p> <p>※ただし、新築については、特別用途地区内における建築制限緩和対象建築物に限る。</p>	<p>建築物</p> <p>位置</p> <p>高さ</p> <p>意匠及び形態</p> <p>出入口、窓等</p> <p>建築設備</p>	<p>建築物の位置は、可能な限り現存する歴史的町並みの壁面線に揃え、連続性を維持する。やむをえず後退させる場合は、伝統的な塀等を設置し、町並みの連続性を維持すること。</p> <p>階数は、2階までとする。</p> <p>現存する歴史的町並みを形成する建築物に調和するものとする。</p> <p>勾配屋根とし、和型瓦またはそれに調和するものとする。</p> <p>外壁は、周囲の景観と調和した材質感のある材料を使用するものとする。腰壁を設ける場合は、板、焼き板、その他これらに類似する外観を有する材料を使用する。</p> <p>建具は、歴史的町並みを形成する建築物と調和するよう木製又は木調とする。できるだけ出入口は格子戸、窓には格子を設け、材料は木製又は木調とする。シャッター付きの出入口等を設ける場合は、シャッターボックスを外部に露出しないう工事を施し、シャッターは、当該建築物の外壁と調和する色彩又は仕上げとし、通りの景観に配慮したものとする。</p> <p>建築設備は、道路から見えない位置に設置する。道路から見える位置に設置する場合は、木製の格子等で囲うなどの工夫を施す。</p>	補助対象経費の3分の2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致形成建造物（1回限りかつ一体的／1棟）は、1,000万円</li> <li>その他の建築物（1回限りかつ一体的／1棟）は、300万円</li> </ul>
外構修景費	<p>道路等に面する部分の塀、門、生垣、植栽の整備に要する工事費及びこれに伴う建築設計費</p>	<p>塀</p> <p>門</p> <p>生垣、植栽</p>	<p>塀は、歴史的町並みに調和した材質感のある材料を基調とした和風塀とする。また、町並みの連続性に配慮すること。腰壁を設ける場合は、板、焼き板、その他これらに類似する外観を有する材料を使用する。なお、移設を含む。</p> <p>門は、塀やその他の建物と一体感を持たせ、周囲の景観との調和及び町並みの連続性に配慮すること。なお、移設を含む。</p> <p>生垣は、木、竹等の自然素材を使用する。なお、移設を含む。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風致形成建造物は、それぞれの項目ごとに300万円</li> <li>その他の外構施設は、それぞれの項目ごとに70万円</li> </ul>